

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 7 年 12 月 4 日(木) 午前 9 時 30 分

2. 場 所 市議会第 3 委員会室

3. 出席委員 ひさなが委員長・江原副委員長・田村(継)委員・尾崎委員・橋本委員・綾城委員・岩藤委員・林委員

4. 委員外出席議員 南野議長

5. 欠席委員 なし

6. 執行部出席者 別紙のとおり

7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐

8. 協議事項

12 月定例会本会議(11 月 28 日)から付託された事件(議案 5 件)

9. 傍聴者 2 名

10. 会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 35 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 12 月 4 日

文教厚生常任委員長 ひさなが 信也

記 錄 調 製 者 岡 本 功 次

— 開会 9:30 —

ひさなが委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 5 件について審査を行います。初めに、議案第 2 号「令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 資料 48 ページ、はり・きゅう施術費、こちらのほうに 35 万 8,000 円ほど計上されていらっしゃると思いますが、この積算根拠をお願いいたします。

保険管理班長 令和 7 年度当初予算におきましては、はり・きゅうのいずれか一術につきまして 549 件掛ける 800 円の 43 万 9,200 円、はり・きゅう併用術におきまして 1,321 件掛ける 1,000 円の 132 万 1,000 円、合わせまして 176 万 1,000 円の予算を計上しておりました。今回、令和 7 年度決算見込みにおきまして、はり・きゅうの一術を 96 件掛ける 800 円と併用術におきまして 2,042 件掛ける 1,000 円の 211 万 8,800 円を見込みまして、35 万 8,000 円の追加計上としておるところでございます。

ひさなが委員長 最後の部分は、211 万円でしたか。

保険管理班長 211 万 8,800 円で、211 万 9,000 円でございます。

田村委員 続けてお伺いいたします。このはり・きゅう施術費、増額した理由なんですが、けれども、お一人あたりの利用回数が増えたのか、それとも利用者数が増えたのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

保険管理班長 今回の助成件数の増加でございますけれども、令和 7 年度制度拡充によって利用実態が正確に数字として反映されたことによるものと考えております。まず、第一に併用施術の単価を新設したことで、これまではり・きゅう両方の施術を行つても単独施術という、同額ということであったため、実態とは異なる請求がございました。今回、併用術の単価を設けたことで、施術の実態に即して請求が行われるようになったことが、結果として単価が増加したというところになります。2 つ目が、月の利用上限を 10 回に引き上げたということで、これまで月 8 回という形の利用回数が上限であったことから、9 回目、10 回目というところが新たに計上されることになつ

たことで、全体の件数を押し上げたものになっております。当初予算におきましてもこれらの影響による増加を見込んでおりましたが、実際の利用回数ということが想定を上回った。全体の利用人数が増加したということよりも、上限の 8 回から 10 回に増えた部分と 700 円、単独施術におきまして件数を 800 円になったことを見込んでおったところですけれども、併用術 1,000 円の単価のほうが上回ったというところになります。

田村委員 では、僕から最後にちょっとお伺いさせていただきます。これは答えられれば結構ですけれども、この度、このはり・きゅうのほうの組み込んでいただいて、増やしていただいて、これは僕の中では予防策みたいなもの、ある意味整形さんとかにかかる前に予防策なものみたいなものかなと捉えています。この計上することによって、将来の保険料、そこら辺に減額できる、抑制することができる何か根拠、エビデンスみたいなものがもしあればお答え願いますか。

総合窓口課長補佐 そのようなエビデンスみたいなのはないんですけども、国民健康保険の事業といたしまして、はり・きゅうをやることによって国全体としても医療費が下がることを見込んでいるような形にはなっておるところではございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 2 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんには、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:36 —
— 再開 9:37 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 3 号「令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 58 ページの資料に基づいてお伺いさせていただきます。今回、基金のほうに積み立てで 3,000 万円ほど計上されていらっしゃると思うんですが、これは前年度の決算の剰余金の積み立てと思ってよろしいかどうかをまずお伺いさせていただ

ければと思います。

介護支援班長 決算に伴う余剰金になります。

田村委員 では、その決算後、基金残高は幾らから幾らになったのか、お伺いいたします。

介護支援班長 令和6年度決算での残高は、4億1,859万2,475円に、令和6年度の余剰金である3,000万円を積み立てて、4億4,859万2,475円となる見込みでございます。

田村委員 では、とりあえずこの質問は最後の質問にさせていただきまして、今、介護保険の基金に積み立てしていらっしゃると思うんですが、65歳以上の方はある程度、市のほうでも決定できるとは思うんですけれども、今回積み立てることによって、今が令和6、7、8年の3か年計画だと思うんですが、今回積み立てることによって、令和9年度以降の次期計画、そこら辺で保険料の抑制、上昇の抑制の効果があつたりするのか、もしそこら辺をお答えできるのであればお願ひいたします。

高齢福祉課長 次期計画の保険料につきましては、今後の議論の中で進めていかれるんですけども、この決算に伴いまして、今回積み立てを、基金を増額するわけですが、その辺も勘案しながら、あと介護保険の給付の状況、それから今後の被保険者の状況等も勘案しながら検討されるものですので、現状では保険料がどうなるかという話はちょっと控えさせていただきます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑はございませんか。

田村委員 では、続けてお伺いさせていただきます。資料59ページをお願いできますか。こちらのほうでシステム改修125万3,000円という計上されていらっしゃると思うんですが、これは例えば法的な改正によるものなのか、それともメンテナンス的なものによるものなのか、どういった根拠で積算されたのかをお願いいたします。

介護支援班長 令和7年度税制改正に伴うシステム改修になります。

田村委員 ちょっと違う項目なんですが、同ページの第1号被保険者の保険料の還付金30万円…

ひさなが委員長 待ってください。その前のシステム改修について関連質疑がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、次は田村委員に。

田村委員 同ページに第1号被保険者の方に30万円の還付があると思いますが、こちらのほうはなぜ還付を行ったのか、その理由をお願いいたします。

介護支援班長 年金からの天引きによる特別徴収の被保険者が死亡された場合、年金機構から還付対象者の通知がありまして、保険料の還付手続きを行っておるんですが、今年度は、還付対象者が当初の想定を上回ったことや、還付の届出が年度をまたいで提出されたという方が多かったためでございます。

田村委員 内容はよく分かりました。じゃあ、ちょっとダメ押しというか、念押しじゃな

いんすすけれども、ヒューマンエラーによるもの、事務処理上の誤りというものではないといった解釈で間違いないですかね。

介護支援班長 はい、そのとおりでございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑はございませんか。

田村委員 同ページの家族介護支援事業、こちらのほうの家族介護支援給付費の具体的な用途、どういったものなのか。例えば紙おむつとか、そこら辺で増額したのかなと。そこら辺が分かればお願いいいたします。

高齢福祉課長補佐 家族介護用品の支援事業の内容ですが、寝たきり高齢者及びその家族の日常生活の便宜を図ることを目的として、主に市内に居住する市民税非課税世帯かつ要介護4又は要介護5の認定を受けている高齢者を在宅で介護している家族に対して、月8,000円を上限に紙おむつ等の現物給付をするものというふうになっております。

田村委員 では、増額された理由、ちょっと改めてお伺いするんですけど、これは物価高騰、今皆さん肌で感じいらっしゃると思いますけど、物価高騰による影響のものなのか、それとも対象者の数が増えたからなのか、そこら辺が分かればお願いいいたします。

高齢福祉課長補佐 はっきりとした原因につきましては不明でありますけれども、現在、本市の65歳以上の高齢者増加のピークは過ぎておりますが、人口ボリュームの多い団塊の世代の後期高齢化に伴いまして、重度の要介護者が増加していることが一因ではないかというふうに考えております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんには、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:45 —

— 再開 9:45 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に議案第4号「長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 条例の22条のほうについてお伺いさせていただきます。議案4号の第22条です。本事業は余裕活用型と一般型の活用があると思います。一般型は新しくやって、余裕型は既存の施設を利用する制度だと思います。本事業の余裕活用型は、既存の保育施設の配置基準が適用されて、一般型においては従事者の半数以上は保育士とするということが書かれていると思いますが、裏を返せば、半数は保育士さんではなくてもいい、研修の修了者の方でもいいということだと思いますが、この基準で果たして安全管理等を果たせるのか、既存の保育士さんと同じような安全が担保されるのか、そこら辺の見解をお伺いできますか。

保育班長 本条例につきましては、国が示す基準に基づいて作成しているところでございます。国の基準のほうで、人員の配置基準については2分の1、一時預かりと同等の2分の1の保育士の要件ということになっております。これについて、一時預かりでも同等の基準を採用しているところであります。十分に安全管理ができるものと考えているところでございます。

田村委員 ちょっと違う条文になりますが、21条のほうをちょっとお伺いさせていただければと思います。児童施設の設備内容ですかね、一般型は空き店舗やマンションなどを利用することが想定されていると思いますけれども、乳幼児1人あたりにつき約1.65平方メートルの基準は、寝るスペース基準が設けられていらっしゃると思います。これは国の最低基準ということで、一般型の認可型の保育園も隣に3平米あたりの遊ぶ、ハイハイするほふくスペースを設置することは義務付けられていると思いますが、これは此度の条例のほうでは、この寝るスペース又はほふく用のスペースのどちらかを設置してくださいといったことが書かれていると思います。これで先ほどと同じような質問にはなるんですけども、今までと同じようなサービスの質を担保できるのか、お伺いいたします。

保育班長 先ほども申し上げたとおり、これについては国の基準に基づいて策定しているところでございます。既存の保育認可につきましては、この乳児等通園支援事業との認可の面積的な要件の部分については重複しないようにということになっておりますので、十分に運営できるものというふうに考えているところでございます。

田村委員 もう1点だけお伺いさせていただきます。国の最低基準のほうに沿ってということだと思います。同条例の3条をちょっと見ていただきたいんですけども、最低基準を常に向上させるように努めると、この条例の3条ではしっかりと記載されていると思うんですよね。あくまで条例で、これから施行されるものだと思うんですけども、最低基準を常に向上させるように努めると書いてあって、この市のほうで上乗せの基準をすることは全然できると思うんですけども、この最低基準、再度ちょっと

ご見解をお願いいたします。

保育班長 委員おっしゃられるとおり、本条例につきましては最低の基準を定めるものでございます。それ以上の努力義務と言いますか、向上に努めないといけないという条文が盛り込んでおるところでございます。認可にあたりまして最低な基準を定めたものでございますので、特段市のほうで上乗せをして、面積的な要件を上乗せしてという事情がありませんでしたので、今回国の中規格どおりの基準とさせていただいたというところでございます。

田村委員 では、今後必要性があったら、この条例のほうを少し改正して、例えば1.65 平米とか、そこら辺を改善するご予定とか——今聞いても分からぬですよね。まあ改善することは可能、条例ですから可能なんでしょうねけれども、そういうこともあり得るかどうかだけ、ちょっとお伺いいたします。

子育て支援課長 市が定める条例ですので、基本的には、できるかできないかということで言えば、できるというお答えになりますけれども、本条例につきましては児童福祉法によりまして国が定める基準に従う、又は参考するというような性格の条例でございまして、基本的には国の中規格の改正が行われれば、その同じような改正を行っていくというふうな今後流れになるかなというふうに思います。

岩藤委員 子育てをされている生後 6 か月から 3 歳未満の保護者の方とか、そういう具体的に、この条例ができることによってどのようなメリットと言いますか、子育て中の保護者の方にどのように変化と言うか、今までの保育状況とどういうふうに変わらるのかというところを説明していただけたらというふうに思います。

子育て支援課長 それでは、制度についてのお尋ねでございます。この制度自身は、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するということをまず目的としておるものでございます。それで、子どもの観点から申し上げますと、家庭とは異なる経験でありますと、地域に初めて出て行って、家族以外の人と関わる機会を得ることができますと。また、保育園に通園することで、同じ年頃の子ども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られないような経験を通じて成長していくことができる。もう 1 つ、あと保護者にとりましては、これまで家庭の中だけで見るということで、どっちかと言うと孤立感とか不安感というのを感じられるご家庭、保護者の方もいらっしゃったかと思いますが、保育園の保育士等とつながることで、その辺が払拭されるのではないかということが期待をされております。また、子どもの成長の過程などを客観的に見ることができるようになるというところで、保護者自身も親として成長することが期待をされているところでございます。

岩藤委員 この 4 号と 5 号、関連してますけど、この 4 号のほうでこの度は保護者の就労とかを関係なく時間単位で柔軟に利用できるというふうに記入があります。これについては、どのような具体的に利用ができるのか、そこをちょっとお尋ねをいたします。

保育班長 対象となる児童につきましては、委員おっしゃられるとおり、0歳6か月から満3歳未満の未就園児という形になります。月あたりの一定の利用時間ということなんですが、子ども1人あたり月10時間を上限に時間単位で利用ができるという形になります。利用にあたっては、定期利用と柔軟利用という利用の仕方があります。定期的に同じ園に曜日等を固定した上で利用されるパターンと、いろんな園で体験を積まれるというパターンの2種類がございます。

岩藤委員 条例が設置されれば、来年の4月から施行されるということでしょうけど、この周知とかその広報については、どのようにされていくのかお尋ねをいたします。

保育班長 本条例が制定されると、事業の認可を行いまして、事業を実施する事業者を決定するようになります。それと同時に、保護者には利用のご案内ということで、遅くとも3月、2月には広報、周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

林委員 今の岩藤委員の質問とちょっと重複する部分もあるんですけれども、実際、公立の保育園はともかく、私立の保育園であるとか認定こども園等の事業者の方から見ると、実際これが最低基準の認可基準を定めるものなんですが、実際、これはもう今年の1月14日に公布された内閣府令の第1号の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を根拠に、各自治体は条例を定めなければなりません。したがって、もうすでに時間軸から考えると、実際その事業者の方の受け止めというのはどういう感触がございますでしょうか。

子育て支援課長 本事業につきまして、子育て支援課のほうで開催しております公・私立園長会議という場などを通じて、本制度の説明であります。國から来る情報につきましては今まで流しております。先ほどの会議の場におきまして、検討状況と言いますか、そういうものをお尋ねはしたところでございますけれども、やはり人件費、またその設備であります。そういうところでまだ検討されているという段階でございまして、はっきりこれに取り組みたいとか、そういうお話はまだ聞いていないという状況でございます。

林委員 私から、これで最後です。まだ事業者の方が、本当に具体的にまだ見えてないで、なかなかニーズがこれからあるかどうかちょっと不確かだし、あった場合に最低基準の運営基準とか設置基準を設けますよという条例なので、実際、その事業者の方が、民間がやらない場合というのは公がやるという形でよろしいでしょうか。公立がやるということで。

子育て支援課長 この事業自体は、やはりそういった需要があれば受け入れられるような体制にしなさいというのが國からの指導と言いますか、通知でございますので、公の保育園における実施についても今検討を重ねているというところです。

綾城委員 では、私からも何点かお尋ねいたします。今、民間がやらなければ行政のほう、市のほうがされることを今検討しているということだったと思いますけれども、こ

れはつまり新たな保育の形が導入されるということなんだろうと思います。ちょっと基本的なところをお尋ねするんですけど、たまにちょっと質疑があって、人数が出てたと思うんですけど、改めて伺いますけど、これは今、親の就労状況に関係なく今の保育等を利用されてないお子さん、0歳6か月から2歳の子が対象となる制度だと思うんですけど、これは本市の対象者数というのは、大体どのくらいおられるのかお尋ねいたします。

保育班長 令和7年11月1日現在の未就園児の数でございます。総未就園児数は127人おられます。それぞれ内訳ですが、0歳児が44人、1歳児が66人、2歳児が17人となっております。

綾城委員 分かりました。127人ということです。これは見込みを立てるのはちょっと難しいかも知れませんけど、大体、担当課の中でどれぐらいの利用を見込んでおられるのかというのを伺います。

子育て支援課長 全く新しい制度でございまして、対象者数というのは今申し上げたとおりですけれども、需要数のちょっと見込みというのは、課のほうとしてははつきり見込むことが困難であります。ちょっと把握はできておりません。

綾城委員 はい、分かりました。じゃあ、質問が色々あって順不同だったらごめんなさい。あと、これは例えば広報をされて、保護者の方が利用されたいという時に、どういった流れで利用することができるのかというのを確認していいですか。

保育班長 利用者の利用にあたっては、まず利用登録ということで認定を受けていただく必要があります。これについては、市のほうに手続きをしていただくことになりますので、市のほうで認定を、利用認定をお出しするという形になります。実際の利用にあたりましては、利用される園のほうに利用の予約をしていただくようになりますけど、当初は利用面談という形で、利用にあたっては事前に園と相談をいただくという形になります。実際にこの日に使いたいという予約を入れていただいて、利用していただくという形になります。

綾城委員 はい、分かりました。色々、簡単に明日、明後日預けたいよということで預けるものではないというところなんだろうと思います。あと、ちなみにこれはあれですか、市内のあらゆる事業者、どういった事業者が対象に、市は当然対象になりますけど、例えば発達障害の事業所とかありますけど、あゆみとか。どういった事業所がこのこども誰でも通園制度というか、登録できるのかというのをお尋ねしてもいいですか。

保育班長 市のほうとして考えておりますのは、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点というふうなことが法令で謳われておりますので、それについて今現在考えているところでございます。他の事業所については、今想定しているものはございません。法令的にそういう事業者が参加可能なのかどうかも研究しながら対応していきたいというふうに考えており

ます。

子育て支援課長 補足になりますけれども、基本的には、今回、議案第 4 号としてお示ししております基準を満たすというところが第一でございますので、この基準を満たすような事業者がいらっしゃいましたら事業ができますということになります。

綾城委員 はい、分かりました。結局、その利用見込みがよく分からない中で、でも市は多分もうやっていかなきゃいけないだろうなと、民間がやらなければ市はやらなきゃいけないだろうなというところで、市は準備を始めていくというところになっていくんだろうと思うんですけど、これはあれですか、市内の公立全てで準備をされていかれるのか、その辺り何か見解があればお尋ねします。

子育て支援課長 必ずしも全ての園で行わなければならぬということはございませんけれども、その実施する園の数等も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

綾城委員 はい、分かりました。あと、この制度は親御さんとお子さんから見たらメリットがある制度だと思います。ただ、一方で懸念されるのが、現場から見た時に例えば、ちょっと詳しいこと分かりませんけど、新たにお部屋がいるのかとか、例えばその保育士の確保ができるのかとか、何か運営的にその補助金が、後の 5 号の条例が補助金のほうでしょうけど、十分な補助金が出るのかとか、そういう課題があるのかなと思いますけれども、ちなみにあれですか、今行政がやった時に、保育士はまず確保の対応は大丈夫というような見込みがあるのか、お尋ねいたします。

子育て支援課長 事業を始められるようにしっかりと、人材については準備をしていきたいというふうに思います。今ちょうど来年度の入園児について募集をしております。そういうた園児の数等の配置基準を満たした上で、しっかりと配置ができるように今後準備してまいりたいというふうに思います。

綾城委員 はい、分かりました。それと、ちょっと確認なんですが、後のほうが正しいのかこっちのほうが正しいのかよく分からないんで、ちょっと 4 号で聞きますけど、例えば、これはだから定期利用か柔軟利用で、今までのよう、従来のように毎日預けますよという感じではないようなことを受けるんですけど、じゃあ預かってない日でも、職員はこの日とこの日とこの日だけ来てねって、そんな簡単にいかないと思うんですよ。お子さんを預かってない日の人件費の補助というのは国からあるのかというのをお尋ねします。

保育班長 補助金につきましては、おそらく施設型給付の形で給付というふうに、令和 8 年度からなろうかというふうに考えているところでございます。それについては、1 時間あたり、利用に対して 1 児童につき幾らというような単価になるのではないかと考えております、預かっていない時の人件費がその中に措置されているかというところになりますと、そうではないのかなと。職員の配置につきましては、要は利用者がいない時については保育の業務だとか、そういうところに従事することは可能と

なっておりますので、そちらのほうでの人件費の算定という形になるのではないかと考えております。

綾城委員 はい、分かりました。その時間で補助金が出るのではないかというところで、預かってない時にはお金が出ないだろうと。分かりました。あと、これは保護者の方の利用料というのは、実際どうなっているのかというのをお尋ねしていいですか。

保育班長 今現段階、利用料につきましてはまだ検討中ではございますが、国が示す基準では 1 時間あたりお 1 人につき 300 円までが徴収可能というふうになっております。それに基づいて検討していくという形になります。

綾城委員 今、長門市は 3 歳児未満も無償化をされたと思うんですけど、この今のことでも誰でも保育事業に関しては、有料と言うか、1 時間で 300 円をいただく方向で考えているということでよろしいですか。

子育て支援課長 委員ご案内のとおり、保育料につきましては無償化というところでやっているところでございますが、それ以外のサービス、例えば一時保育であったり、延長保育であったり、そういうものはまだ有料で行っております。というのが今の現状です。この制度について、有料にするのか無償にするのかというのはまだ決まっておりません。

綾城委員 はい、分かりました。ちょっと最後の質問です。今、一時預かりという話が出ました。色々事前に調べたんですけど、いまいちよく分からなくて、この今のことでも誰でも保育制度と、この一預かり制度の違い、預ける側から見たときに、どういう違いで子どもを預けたらしいのかと、どう解釈したらしいのかなというのを、そのあたりをご説明いただけますか。

保育班長 一時預かり事業につきましては、保護者の立場からの必要性に対応するための制度でございます。ご家庭で一定時間保育が不可能である場合にお預かりをするという形になります。一方、乳児等通園支援事業は、子どもの成長のための通園という考え方を基本としておりまして、家庭に居るだけでは得られない様々な経験を通じて子どもの成長を促していくという制度になりますので、保護者のそういった保育要件というところが全く設けられてない状態になりますので、その点が両制度で違うというところでございます。それと、乳児等通園支援事業は、給付制度として全国どこの自治体でも共通で実施される月の利用時間の上限が設けられた制度という形になります、全国どこの市町村もしないといけないという事業になってきます。

綾城委員 分かりました。

ひさなが委員長 そのほかご質疑はございませんか。

田村委員 令和 8 年 4 月から施行されるということで、4 号と 5 号、これは 2 つ合わせて 1 つのものだと思うんですが、今後、広報周知をしていくと、岩藤委員の質疑に対して答弁をしていただいたと思いますが、例えば、これは来年 1 月とかに事業所さんを集めて、そこで説明会みたいなのを開くご予定はあったりするのか、そこら辺を

お伺いいたします。

保育班長 先ほど課長のほうからも若干説明があったかと思うんですけど、事前に公・私園長会議におきまして事前の説明を行っている、事業所の方には説明を行っているところではございますが、条例が制定後は、改めて事業者の募集という形を行いたいというふうに考えております。それについては準備を進めまして 1 月ぐらいに実施したいと考えております、その中で事業所の方には改めて説明をしたいというふうに考えております。

田村委員 僕からは最後に、議案第 4 号についてちょっとお伺いしたいと思います。条例 8 条についてちょっとお伺いさせていただきたいと思います。こちらのほうでは、置き去り防止装置の義務化が書かれていると思うんですが、この置き去り防止装置とはどのようなものか、まずはちょっとご説明をお願いいたします。

保育班長 これについては、通園などのバス、ワゴンなどを園が設置して運用している場合は、バスの中に置き去りを防止するためのブザーなりを設置するようになっております。このブザーが置き去りの防止装置ということで、通常は座席の一番後ろにそのブザーを止めるボタンというのがあります、園児が通園して来て降りた後に、運転手等が全ての座席を確認して、誰もいないというのを確認したらボタンを押してブザーを停止するというような装置になります。それによって、一時期問題になりましたバスの中への置き去りというのが防止されるといった装置でございます。

田村委員 ごめんなさい、ここら辺、僕はちょっとよく分かってないもので。特定の会社さんのお名前を出すわけにはいかんからあれですけれども、例えば、何か子どもたちに置き去り防止トラッカーみたいな器具を持たせて、その GPS とかで判断するとか、そういうものではないということですね、今のご説明では。ちょっと、一応お願いいたします。

保育班長 こちらについては、自動車に設置するブザーになりますので、児童に設置するものとはまた別になろうかというふうに考えております。

田村委員 はい、ありがとうございます。では、もしちょっと手を挙げられるかどうか分からないんですけど、一般型のほうで事業者さんが手を挙げられた場合、この置き去り防止装置には将来的に補助がつく可能性というのをお伺いできますか。

保育班長 具体的な補助の内容については、ちょっとまだ確認しておりませんので、お答えができません。これは、乳児等通園支援事業にバスを運行した場合の設置の義務になりますので、そういう事業、バスを運営されるかどうかについて確認しながら認可の事務は行っていきたいというふうには考えております。

ひさなが委員長 そのほかご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 4 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないでの、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないでの、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号「長門市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 先ほどちょっと触れましたけど、こっちは、さっきの4号は市がここで認可する、こちらは国の補助をもらう時にこの条例に基づいて審査されるということだと思いますけど、今回国が補助を出されるということなんですが、これはあれですか、全額国がされることなんですが、よくある国、県、市とか負担割合が出たりしますけど、これは国が全額負担をされるものなのかどうかというのをお尋ねいたします。

保育班長 補助金については、令和8年度から法律に基づく給付制度という形で国のほうから施設に対して運営費の補助という形が取られるわけです。これについては、公定価格によりまして給付されるという形になりますので、公定価格の範囲内で事業実施されれば100パーセントという形にはなりますけど、それを超えて事業実施されますと事業所の負担という形にならうかというふうに考えております。

綾城委員 分かりました。あと、ちなみにあれですか、今この補助金と言うか、額と言うか、加算の額と言うか、そういったことっていうのは、もう国からこれぐらい出るよというのはもう示されていますか。

保育班長 お答えの前に、先ほどの答弁ですが、国と申しましたけれど、国、県からの補助という形になります。改めて今の質問にお答えいたします。現段階でその給付の額を具体的に示したものは出ておりませんので決まっておりませんが、令和7年度はお試しの事業ということで補助金が出ております。その単価がそのまま公定価格のほうに移行してくるのではないかというふうに今推察はしております。

綾城委員 はい、分かりました。じゃあ、私から最後の確認です。これは民間の事業者はこの制度でやられて、市のほうですね、市はそれと同額程度のものが交付税として措置をされるとか、そういう国の予算措置のところだけ確認させてもらっていいですか。

保育班長 そちらについても、まだ具体的に示されたものはありませんので、ちょっとお答えができないです。

綾城委員 分かりました。では、市がやった場合に、国から何もないという可能性があるということですか。

子育て支援課長 その辺りも含めて、しっかり確認をしてまいりたいと思います。

ひさなが委員長 そのほかご質疑はございませんか。

田村委員 では、5号の5条についてお伺いさせていただきます。こういった条例で

はどうしてもついてくるものというのは理解しているんですけれども、正当な理由がなければ拒否してはいけないという言葉が書いてあると思います。一応ちょっとお伺いさせていただきますが、市としてはこの正当な理由とはどのようなものを想定していらっしゃるのか、お伺いいたします。

保育班長 正当な理由というのは、国籍や家庭環境等に基づいて差別的に利用を拒否するとか、そういったことがないようにという規定になろうかというふうに考えております。

田村委員 はい、ありがとうございます。国籍、身上、門地、身分を問わず、そうなつたらそういう拒否の理由としてはならないといったことだと思います。では、お伺いいたしますが、今先ほどもちょっとお答えしていただいたと思うんですが、今現在、どの業界でも人手不足、それは保育士にも限ったことではないというところだと思います。例えば、保育士の人手不足によってご対応ができないといった時は、この正当の理由に該当し得るのか、そこら辺の見解をお願いいたします。

子育て支援課長 今委員ご質疑の、保育士の数が少ないから、保育士の配置基準と言いますか、満たすことができないことによってお断りするというところは、ただ今の第5条の正当な理由に当たるかどうかというのはあれですけど、先ほど申しました、お受けする際の身上であるとか国籍等によるお断りをしてはいけないというふうに解しております。配置基準を、保育士の数が足りなければそもそも認可をすることがちょっと難しいかなというふうには思っております。

田村委員 保育士も皆さんがフルタイムで働いてらっしゃるというわけではないと思います。働く時間も様々、バラバラ、来る日時もバラバラといったところだと思います。そういうことで、ちょっと受け入れができない可能性といったものはあるものになるんでしょうか。ちょっと5条とは離れると思うんですが、ご見解をお願いいたします。

子育て支援課長 需要の全てにお答えできれば一番いいのかもしれませんけれども、ここで言うこども誰でも通園の定員につきましては、各事業所が定めることになっておりますけれども、各事業所において受け入れ可能な人数というのを定員として定める必要があると思いますので、必ずしも需要全てにお答えすることはできないという状況もあるかなというふうに思います。

ひさなが委員長 そのほかご質疑はございませんか。

田村委員 ちょっと続けてお伺いさせていただきます。今度は3条及び21条についてちょっとお伺いさせていただきます。余裕型のほうでのちょっと運用の、再確認をお伺いさせていただければと思います。余裕型の運用についてちょっとお伺いしようと思います。この余裕型というのは、既存の枠を利用して、その空き枠を利用して、お子様と奥様、父母の方に利用していただくものと思います。通常の保育枠の利用者、例えば転入とかで新しく利用される方が増えた時、例えば今まで95人だったけど、ちょっと増えて空き枠が5人あったと仮定して、例えば転入とかで97人になった、通常の

利用の方が、その場合は空き枠が 3 人になる。こういった場合に、例えばこの今回の制度のほうで少なくなった数が打ち切りの可能性とか、そういったものがないのか、ちょっとお伺いできますか。

保育班長 余裕活用型につきましては、あくまでも保育所、認定こども園等の利用定員の空き枠を利用して運営していただくような形になります。可能な限り空きの枠については確保していただくような形になろうかと思いますけど、実際には年度の途中の入園があつたりだとかということで空き枠が減少するというようなことがあろうかと思います。それについては、実施される園のほうでしっかりと確保に努めていただきたいのと、無理のない範囲で実施をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

ひさなが委員 そのほかご質疑はございませんか。

田村委員 では、僕のほうからは、この議案第 5 号で最後のほうでお伺いさせてもらいます。では、議案第 4 条、こちらのほうではオンライン面談があると思います。既存の場合だと対面でやられるのが多いとは思うんですけれど、利便性等を図ってオンライン面談で実施されるといったことだと思います。このオンライン面談で、子どもたちの養育環境等を把握する必要性、ちょっと言葉は過ぎるかもしれません、例えば虐待防止、そういった効果もあろうかと思います。このオンライン面談で本当にそういったことが利用できるのか、そこら辺のちょっとご見解をお願いできますか。

保育班長 面談のインターネット等の活用についてでございます。そういった、例えば虐待だとか、そういった具体的な事象がある場合については、オンライン面談だけに限らず、可能な限り面談だとかということで接触していただきたいなというふうには考えております。オンライン面談だけで面談が可能であれば、どんどん実施していただければ、利用者のほうもわざわざ園に来なくて済むとかあります。ただ、今現在、保育園のほうで実施して面談等につきましては、やっぱり家庭環境を詳しく知りたいと、家庭の保育状況を知りたいということがありますので、実際に対面での面談というのを実施しているところです。そういった形で、全てがインターネットになるわけではないとは思いますが、可能な限り事象の把握については努めていただきたいというふうに考えております。

田村委員 例えば、これは親御さんがオンライン面談を希望したいと言ったら、それで通るものなんですか。いやいや、事業者のほうが一般面談じゃないとダメですよって言った場合、そういった場合もあり得るんですかね。ちょっとそこら辺をお願いいたします。

子育て支援課長 今はっきり、いいですよ、ダメですよというのはちょっとお答えが難しいんですが、先ほど班長が申しましたとおり、やっぱりお子様をお預かりするということは非常に重要なことであります、保育士の現場でもしっかりと事前に面談をしたいという声は上がってきております。先ほど虐待云々という話もありましたが、やはり

映像だけでは確認できない、例えば匂いであったりとか、そういうしたものもあります。そういうものはしっかり確認したいと。ただ、どうしても面談が難しいというご家庭もあるのではないかというところも想定をいたしまして、基本は対面としながら、そういう通信機器を活用した面談もできるというような規定になっているところでございます。

ひさなが委員長 そのほかご質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第5号の全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第9号「長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村委員 この議案9号、ちょっと1点だけお伺いさせていただきます。この条例の17条の2項が新設されたということで、健康診断の重複を避けるために健康診断の結果を把握しなければならないといったところが書いてあると思いますが、この把握というのは、例えば書類の提出をするのか、それとも口頭でこういったことがありましたよとお伝えするのか、そういうた何か様式等があるのか、そこら辺をお伺いいたします。

保育班長 具体的な様式の定めはございませんが、健康診断結果の写しなりの提出という形になるとを考えているところでございます。

ひさなが委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第9号の全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教厚生常任委員会を散会します。どなたもご苦労様でした。

— 散会 10:35 —